

令和4年11月3日

赤平市表彰

善行表彰

本町町内会(会長 土井 義之氏)

会員数142名、世帯数88世帯

本町町内会では、花壇の設置など、地域の美化活動に力を注いでいます。

また、新年会や野遊会などにより、会員の親睦を図っているところでありますが、新型コロナウイルスの影響により、町内会活動に制約を受ける中、会員へのまごころ商品券の配布や新年会の参加者へのオードブル配布など、感染対策に配慮し、会員相互の親睦を図る活動は高く評価されています。

勤続表彰

15年

佐藤 よう子 氏(民生委員推薦会委員)

保育所

令和5年4月からの
入所申し込み受け付けが始まります

子ども未来・医療給付係(☎3212216)

申込受付

令和5年4月以降の入所の申し込み受け付けは次のとおり行ないます。

【関係書類の配布開始】
11月14日(月)から

【配布場所】
赤平市役所社会福祉課子ども未来・医療給付係

赤平市ホームページからダウンロードすることもできます。

【受付期間】
11月14日(月)～12月14日(水)

【募集対象】
令和5年4月以降に入所を希望する方

【申込場所】
赤平市役所社会福祉課子ども未来・医療給付係

申し込みにおける注意事項

- 申し込みは受付期間内に。
- 入所までに退職したり勤務状況に変更が生じたりした場合など、保育の必要性がなくなった場合は、申し込みを取り消す場合があります。

※詳しくは、お問い合わせください。

保育所の入所要件

左記の条件全てに該当する方が申し込みできます。

- 1 入所月の初日に本市に住民登録がある
- 2 保育所での集団保育に支障がない児童
- 3 保護者が次のいずれかの事情で児童を保育することができない家庭である
 - ① 1カ月以上48時間以上仕事をしている(1日4時間以上かつ週4日または月12日以上就労)
 - ② 妊娠中または出産後である(産前2カ月～産後2カ月)
 - ③ 病気やけが、または心身の障がいによる事情
 - ④ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護にあたっている
 - ⑤ 火災、風水害、地震などの災害の復旧にあたっている
 - ⑥ 仕事を継続的に探している(最長3カ月まで)
 - ⑦ 学校に在学中または職業訓練中である(1日4時間以上かつ週4日または月16日以上)の修学・訓練
 - ⑧ 虐待やDVのおそれがある

妊娠中・育児休業中でも
申し込みができます!!

令和5年度中にお子さんが生後6カ月を経過し、求職活動や就労(復職を含む)により保育所への入所を予定している場合には、妊娠中または育児休業中でも保育所入所の申し込みを必ず行なってください。(本期間中の申請がなければ、令和5年度中にご希望の保育所に入所できない場合があります。)



税に関するお知らせ

軽自動車 廃車・名義変更は3月までに



令和5年度の軽自動車税(種別割)は、全て令和5年4月1日時点で、使用の本拠地(保管場所)を管轄している市区町村から課税されます。

以前、軽自動車などを所有していた方で、廃車・名義変更の手続きを行っていない場合も、課税対象となりますので、4月1日までに手続きをお願いします。

各種手続き・問合せ先

軽自動車 (札幌ナンバー)	軽自動車検査協会 札幌主管事務所	〒001-0925 札幌市北区新川5条20丁目1番21号	☎050-3816-1763
軽二輪車 (二輪の小型自動車)	札幌運輸支局	〒065-0028 札幌市東区北28条東1丁目	☎050-5540-2001
原動機付自転車など (赤平市ナンバー)	赤平市役所 税務課 市税係	〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地	☎32-2219

※軽自動車・軽二輪車の手続きの際は軽自動車税(種別割)の申告書の提出をお願いします。

廃車・名義変更の手続きが行なえない場合や、軽自動車検査協会に行くことが困難な場合は、代理手続きを行なうことが可能です。北海道陸運協会や市内の整備工場などにお問い合わせください。

問合せ 一般財団法人北海道陸運協会業務課
〒065-0030
札幌市東区北30条東1丁目1番54号
☎011-721-3326

固定資産(土地・建物)の手続きは年内に



登記・届け出などの手続きをお忘れなく

令和5年度の固定資産税は、全て令和5年1月1日現在の状況(登記・届出)により課税(決定)されます。

※このほか増改築や一部取り壊しは、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し税金を納めていただくためにも、速やかに手続きをするよう、ご理解とご協力をお願いします。

※建物が登記されているか、未登記か不明な場合は税務課市税係までお問い合わせください。

◆土地および登記されている建物の場合

土地や建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、法務局での手続きとなります。

問合せ 札幌法務局滝川支局 ☎23-2330

◆未登記の建物の場合

未登記の建物の取得・取り壊し・所有者変更などは、市役所税務課市税係での手続きとなります。届出用紙は市役所税務課市税係にありますので、必要事項を記入の上、ご提出ください。

問合せ 市役所税務課市税係 ☎32-2219

事業者の皆様へ



市・道民税の特別徴収の推進にご協力をお願いします

市・道民税の特別徴収とは、給与支払者である事業主が従業員に毎月支払う給与から市・道民税を天引きし、納税義務者である従業員に代わって、従業員が住んでいる市町村へ納入する制度です。

右記の場合を除き、原則、全ての従業員の方が対象となり、特別徴収することが義務付けられています。(地方税法第321条の3)

なお、給与支払報告書にて理由の記載がなく普通徴収を希望されている場合においては、市の判断で特別徴収対象者とする場合がございますのでご了承ください。(地方税法第321条の4)

- ▷ 総受給者が2名以下
- ▷ 給与から税額が引ききれない
- ▷ 事業専従者(事業主が個人の場合のみ)
- ▷ 通年雇用でないパート・アルバイトなど
- ▷ 他の事業所で特別徴収されている
- ▷ 給与の支払いが不定期
- ▷ 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- ▷ 事業廃止(予定)など

問合せ 市税係 ☎32-2219